



「株式会社むさしの」との

「災害時等の施設利用に関する協定」締結式について

【strong point/ここが言いたい!】

秩父市と「株式会社むさしの」は、大規模な災害の発生や、災害の発生の恐れがある場合において「むさしの会館」及び「セレスむさしの」の施設利用に関する協定を締結することとなりました。

この協定の締結により、一時的な避難施設としての利用や、災害対応に必要な同施設の付帯設備を秩父市が利用できることとなります。

1. 協定締結式

- (1) 日時 令和8年6月2日(火) 13時～
- (2) 場所 秩父市役所 本庁舎4階 第1委員会室

2. 協定の概要

(1) 協定締結先

株式会社むさしの(秩父市大野原567番地)

(2) 協定の内容

災害時等に、何らかの理由で指定一般避難所が利用できない場合に「むさしの会館」及び「セレスむさしの」の施設を一時的に避難所として利用させていただきます。

また、同施設の付帯設備を秩父市が災害対応として利用できることとなります。

(3) 協定の有効期間

令和8年6月2日から(文書をもって協定の終了を通知するまで)

(4) 出席者

○株式会社むさしの

高橋 正樹 様(代表取締役)

高橋 賢司 様(常務取締役)

○秩父市関係者

市長、総務部長、総務部次長、危機管理課職員

(5) 次第

- ①開会
- ②出席者紹介
- ③調印者あいさつ
- ④調印・記念撮影
- ⑤閉会

総務部危機管理課

担当者:丸山

☎0494-22-2206

FAX:0494-22-1363

